

「企業労働争議協商調停規定」についての解説

一、背景

2011年10月25日、人力資源と社会保障部は、2011年9月までに全国各レベル労働人事争議調停仲裁機構が受理した労働人事争議案件は93.3万件、その内、各レベル仲裁機構が立案受理した案件は42.8万件で労働者は55.3万人に及び、当期結審した案件は40.8万件で結審率は86.9%に達したと新聞発表で明らかにした。労使争議の案件が増え続け、労使争議の内容が個別争議から団体化へ、団体争議から組織化へという傾向になりつつある実情を重要視した人力資源と社会保障部は、今後も増加が予想される労使争議を企業内部労働争議調停システムの確立を通じて、社会へと発展させずに企業内での解決を図ろうと、2011年11月30日付「企業労働争議協商調停規定」（以下、本規定と称する。）を公布し、2012年1月1日から施行することを決めた。本稿では、実務の観点から要点をまとめた。

二、本規定の趣旨

1. 本規定は総則、協商、調停及び附則の計37条より構成され、企業内部の労使双方の意思疎通および協商メカニズムの確立、企業内の調和が図れる労使関係の構築、労働者の利益訴求ルートの整備、労働者への心遣いを要求している。
2. 労使争議処理上で薄弱な協商問題を解決し、労使双方協商の原則、方式、参加者、時限及び和解協議効力などを明確に定めた。
3. 大中型企業は、法により労働争議調停委員会を設立しなければならない。分公司、支店、分工場のある企業は必要に応じて支社機構に調停委員会を設置できる。本部調停委員会は、支社機構調整委員会が予防調停事務を展開することを指導する。調停委員会は職場、作業場、班に調停グループを設け、少額簡易な案件は支社機構調停委員会が処理し、複雑な案件は総公司（本社、本部）調停委員会が受理し、分類して処理し、レベル別の責任を取り、上下連動の業務メカニズムを形成する。また小規模零細企業は調停委員会も設立することが出来、労働者は企業と共同で人員を推薦し、調停事務を展開できる。
4. 調停委員会は労働争議の調停、調停員の招聘、解任と管理の基本職責を有するほか、労働契約、団体契約の履行、企業就業規則制度の執行などに生じた問題の対処に協力し、労働者の切実な利益に関わる重大な方案の研究に参画し、企業の労働争議予防警報メカニズムの構築に協力する職責を有する。
5. 迅速に当事者の合法權益を守り、調停組織の社会公信力を高め、当事者により多くの調停方式を選択させて争議を解決するために、本規定は双方当事者が調停協議が発効した日より15日以内に共同で仲裁委員会に仲裁審査の申請を申し入れることができることを明確した。仲裁委員会は受理後、調停協議を審査し、且つ「労働人事争議仲裁弁案規則」の第五十四条の規定に基づき手順及び内容の合法有効調停協議に対して調停書を発行しなければならない。
6. 本規定で人力資源と社会保障行政部門は、企業の労働争議予防調停業務の展開を指導し、組合、企業代表組織の重大な労働争議応急調停協商メカニズムの形成に協力し、共同して企業労働争議予防調停業務を推し進めることを明確した。

三、結び

1. 本規定の第十五条によれば、「労働調停委員会は労働者代表と企業代表によって組織される。」としている。本来調停は第三者が中立身分で紛争双方の権利義務の解決を主宰し、または参与しなければならないが、本規定における調停人員には中立第三者は見当たらない。たとえ専任人員を設けても、その所在する団体の影響を受ける恐れがあり、第三者の不在のままでは、その調停の独立性、公平性が問われるだろう。
2. 企業内部の労働争議調停メカニズムの構築と、企業自らの争議解決能力の向上が期待される一方で、大量の労働争議案件が労働仲裁委員会または裁判所に押寄せること、更に社会問題まで飛火することを回避したい立法当局の意図が本規定で読み取れるだろう。

新主要法令

No.	法 律 名 称	施行日
1	企業労働争議協商調停規定（『重要法規解説』をご参照下さい）	2012/01/01
2	国家食品薬品監督局の健康食品行政許可受理審査要点の配布に関する通知	2011/12/23
3	国家食品薬品監督局の食品薬品クレーム検挙管理弁法（試行）の配布に関する通知	2011/12/29
4	全人代常委の中華人民共和国職業病防治法	2011/12/31
5	財政部の政府調達中小企業発展促進暫定弁法の配布に関する通知	2012/01/01
6	財政部・国家税務総局の納税サービスの増値税ゼロ税率適用及び免税政策に関する通知	2012/01/01
7	国務院の中華人民共和国車両船舶税法实施条例	2012/01/01
8	国家発展と改革委員会の外商投資産業指導目録（2011年修正）	2012/01/30
9	国務院の中華人民共和国入札応札实施条例	2012/02/01
10	商務部の商業フランチャイズ経営備案管理弁法の修正に関する通知	2012/02/01

※本稿は、当事務所でアドバイザー契約をしている董 弁護士の事務所で発行されている記事です